

# 子どもが元気! 笑顔あふれるまち びせん

## 概要版

備前市子ども・子育て支援事業計画  
平成27年度～平成31年度



平成27年3月  
岡山県備前市

# 計画策定にあたって

## 計画の位置付け

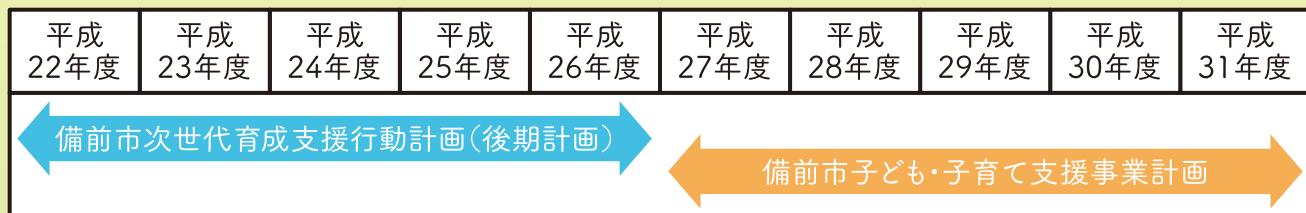
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

本計画は、さまざまな分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「備前市総合計画」をはじめ「備前市男女共同参画基本計画」、並びに「健康びぜん21・備前市食育推進計画」「備前市障がい者計画」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

## 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



## 計画策定のプロセス

子育てに関する現状や生活実態、本市の施策に関する意見や要望などを把握するため、未就学児を持つ保護者に対するニーズ調査を実施しました。

	幼稚園	保育園	未就園児	合計
調査対象数	314	389	351	1,054
回収数	292	331	144	767
回収率	93.0%	85.1%	41.0%	72.8%
調査方法	園による配布回収	郵送配布郵送回収		

また、関係者の意見を十分に反映させるため、庁内関係部署で検討を行うとともに、子育てに関する団体などの代表者や学識経験者により構成される「備前市子ども・子育て会議」を開催し、十分な検討を行いました。

さらに、市民意見を反映するため、平成26年12月～平成27年1月にパブリックコメントを行いました。

## 計画の推進

- 各課の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。
- 市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。
- 市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。
- 市民参画により構成される「備前市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

上位計画である「備前市総合計画」(平成25年9月策定)においては、基本理念を『「備前らしさ」のあふれるまち』とし、重点政策「教育」では、「将来を担う人材が育つまち」を掲げ、乳幼児期から心を育てるここと、学力を高める取組を行っています。本計画は、「備前市総合計画」における子育て支援に係る部門計画の役割を担っています。

備前市次世代育成支援行動計画(後期計画)においては、基本理念を【子どもが元気 笑顔あふれるまち びぜん】と掲げ、家庭、地域、行政等が一体となった取組を推進してきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念の下、子育て支援を推進していきます。

## 子どもが元気 笑顔あふれるまち びぜん

## 基本目標

地域で守る子どもの権利  
一人一人が豊かに育つ  
環境の継承

基本目標  
1

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に配慮されるとともに、家庭だけでなく地域全体で支え合うことで、子どもたちが輝くまちづくりを目指します。

地域で支える  
こころのゆとり  
仕事と子育ての調和の実現

基本目標  
2

すべての子育て家庭が子育て本来の楽しさを実感でき、ゆとりを持って暮らせるよう、趣味や地域活動など、「仕事」と「子育て」のバランスが取れた生活の実現を目指します。



# 教育・保育提供区域の設定

## 区域設定

区域設定は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地域の実情に応じて定める必要があり、勘案事項として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況となっています。

今後の少子化の動向を踏まえ、市域を1つの教育・保育提供区域として設定し、教育・保育需給は、市内や市域を超えた広域調整を図るなどする方向を基本とします。

事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域(1区域)	市内にある子育て支援施設での実施が予定されます。
地域子育て支援拠点事業	市全域(1区域)	地域子育て支援センター(伊里認定こども園内)、また、NPOへの委託により実施しています。
妊婦一般健康診査事業	市全域(1区域)	対象者が、母子健康手帳とともに交付している受診券で医療機関において受診するものであり、区域設定がなじみません。
乳幼児家庭全戸訪問事業	市全域(1区域)	市内の全乳児を対象に保健師が家庭訪問をするものであり、市全域で実施しています。
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域(1区域)	特定対象を継続的に支援するものであり、事業の性質上、市全域を区域とします。
子育て短期支援事業	市全域(1区域)	利用できる施設等が市内になく、市外にて広域での利用がなされる必要があります。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域(1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるため、市全域を1区域とします。
一時預かり事業	市全域(1区域)	教育・保育提供区域との整合を図るため、市全域を1区域とします。
延長保育事業	市全域(1区域)	保育園等の開園時間の前後の時間に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定と合わせます。
病児・病後児保育事業	市全域(1区域)	引き続き関係機関等との連携を図りながら、小児医療体制のあり方を検討しつつ、その充実に努める必要があり、市全域を1区域とします。
放課後児童クラブ事業	小学校区 (13区域)	各小学校の在校児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とします。

# 幼児期の教育・保育の提供体制

## 保育の必要性の認定と提供体制

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育を必要としない子ども)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

計画期間内における各認定区分別の量の確保方策は次の通りです。

認定区分	計画期間内の確保方策				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定 3～5歳	519人	519人	519人	519人	519人
2号認定 3～5歳 上記以外	318人 322人	318人 322人	318人 322人	318人 322人	318人 322人
3号認定 乳児～2歳 0歳 1～2歳	86人 318人	86人 318人	86人 318人	86人 318人	86人 318人
計	1,563人	1,563人	1,563人	1,563人	1,563人

## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定めました。

### 利用者支援に関する事業(利用者支援事業)

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を実施する事業です。

### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 妊婦一般健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

## ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

## 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

## 病児・病後児保育事業

病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

## 放課後児童クラブ事業

小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

事業名	計画期間内の確保方策					
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
①利用者支援事業	5	6	6	6	6	か所
②地域子育て支援拠点事業	4	5	5	5	5	か所
③妊婦一般健康診査事業	221	219	216	212	207	人
④乳児家庭全戸訪問事業	209	207	204	200	195	人
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	786	810	835	860	884	件
⑥子育て短期支援事業	0	0	0	0	0	人日／年
⑦ファミリー・サポート・センター事業 ※小学生の放課後の一時預かり	低学年(小学1～3年生)	2	2	2	2	人／週
	高学年(小学4～6年生)	3	3	3	2	人／週
	計	5	5	5	4	人／週
⑧一時預かり事業	幼稚園預かり保育	18,673	18,456	17,748	17,121	17,285
	一時預かり事業	1,134	1,142	1,143	1,104	1,086
⑨延長保育事業		199	199	193	188	人／年
⑩病児・病後児保育事業		0	0	0	0	人日／年
⑪放課後児童クラブ事業		11	11	11	11	か所

# 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

## 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園・保育園の移行等を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的運営の推進を図ります。

## 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の推進

円滑な接続を進める上で、教職員の交流などの人的連携から、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へとつなげていきます。

# 産後の休業及び育児休業後における特定教育・ 保育施設等の円滑な利用の確保

## 特定教育・保育施設等の環境整備

育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用するため、保育園・幼稚園・認定こども園等の既存の社会資源を利用できるよう、保育ニーズにきめ細かく対応していきます。

- ・通常保育
- ・乳児保育
- ・一時保育
- ・障がい児保育

## 情報提供の充実

保護者が産後休業・育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して、相談・情報提供体制の整備を推進します。

- ・広報紙・ホームページ
- ・子ども情報センター情報紙「ときめきナビ」
- ・子どものしおり
- ・青少年育成センター広報紙
- など

# 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する県が行う施策との連携

## 児童虐待防止対策の充実

医療、保健、教育、警察など関係機関を含め、地域全体で子どもを守る体制を構築するとともに、岡山県が実施している施策と連携を図ります。

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援
- ・児童相談
- ・親子の心に視点を置いた乳幼児健康診査
- など

## 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

岡山県が実施している施策と連携を図るとともに、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保等について総合的な対策を実施します。

- ・民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ひとり親家庭に対する相談・援助体制の充実
- ・母子・父子自立支援員の設置
- など

## 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がいがある子どもも、ともに地域で育てることがあたり前であるというノーマライゼーションの理念を浸透させ、一人ひとりの状況に応じた支援を関係機関が連携を図り実施します。また、岡山県が実施している施策と連携を図ります。

- ・障がい児保育
- ・就学指導委員会
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- など

# 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる ようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスが取れるよう、意識啓発を進め、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。

- ・男女共同参画の意識啓発
- ・就業情報の提供
- ・就労条件の整備推進
- ・多様な勤務形態の促進

## 仕事と子育ての両立のための基盤整備

長時間労働の改善など働き方の見直しが進むよう意識啓発を進めるとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

- ・仕事と家庭の両立支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・育児・介護休業制度の定着促進
- ・通常保育
- など

## 放課後子ども総合プランに基づく取組に係る 放課後児童クラブと既存事業等との連携

- ・学校施設を活用した実施促進
- ・学校・家庭と放課後児童クラブ及び学校支援地域本部、備前まなび塾との連携
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取組
- ・多様なニーズへの対応
- ・各部局の連携方策

### 備前市保健福祉部こども課

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

TEL(0869)64-1853

URL <http://www.city.bizen.okayama.jp>

※平成27年4月より機構改革に伴い、こども課は  
「こども育成課」と「子育て支援課」の2課となります。